平成23年9月1日 規則第2号

改正 令和3年3月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖周行政事務組合の事務局の組織、所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に総務建設課、庶務係及び計画係を置く。

(職及び職務)

- 第3条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)、課に課長及び課長補佐、係に係 長及び必要な職員を置く。
- 2 局長は、組合長の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 総務建設課長は、局長を補佐し、局長不在のときは局長の職務を代行するととも に、局長の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員の指揮監督を行う。
- 4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、課長の命を受けて所掌事務を処理し、所 属職員の指揮監督を行う。
- 5 係長は、課長の命を受けて分掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 第2項から第5項までに規定するもののほか、課に主査、主任、主事、技師、事 務員又は技術員を置く。
- 7 前項の主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、係長の命を受けて事務又は技術に従事する。

(所掌事務)

- 第4条 係の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 庶務係
 - ア組合議会及び監査委員に関すること。
 - イ 条例、規則及び公告式に関すること。
 - ウ 予算、決算及び財産管理に関すること。
 - エ 報酬並びに費用弁償、職員の人事、給与及び服務に関すること。
 - オ 公印及び文書の管理に関すること。
 - カ 事務局の庶務及び他の係の所管に属さないこと。
 - (2) 計画係
 - ア 広域ごみ処理基本計画に関すること。
 - イ ごみ処理計画及び施設建設に関すること。
 - ウ収集、分別等に関すること。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。